

お知らせ

お知らせ

市長
コラム②③



※至誠通天 誠を尽くせば天が味方してくれること

長浜曳山まつり 主役は子どもたち

国指定・重要無形民俗文化財『長浜曳山まつり』

京都の祇園祭、飛騨の高山祭と並ぶ日本三大山車祭りの一つであり、満開の桜と共に湖北に春を告げる郷土の誇りです。その歴史は400年に及び、当時の羽柴秀吉公が男の子誕生を祝い配った砂金を受け取った町衆が、お礼に山車を造り、長浜八幡宮の祭りに曳きまわしたのが始まりと言われています。貴重な長浜の歴史資産であるこの祭りは、長浜曳山祭總當番や山組関係者の皆さんが、毎年・毎年営々と継承し、長浜が誇る伝統芸能として守り育てられています。

曳山まつりの最高の見どころは「子ども歌舞伎」です。「動く美術館」とも呼ばれる絢爛豪華な曳山の舞台上、今年も、5歳から12歳までの男の子が、鮮やかな衣装に身を包み、大人顔負けの歌舞伎を見事に演じてくれました。歌舞伎を演じる子どもたちは、



▲大勢の観衆の中、見事に演じられた子ども歌舞伎<長浜八幡宮>

3月の春休みから真剣な稽古を何回も積み重ねてくれました。主役は子どもたちであり、この主役がいなければ曳山まつりは成り立ちません。受け継がれてきた伝統を大人が子どもに伝えまわすをつくる、そんな市民の熱い思いが曳山まつりに現れています。歌舞伎の練習を通じ、責任感、尊敬、信頼、努力や我慢することの大切さなど様々なことを学んでいきます。子どもを育て、人をつくる。時代を超えた長浜のまちづくりの根幹がここにあります。また、しゃぎりの保存・伝承と後継者の育成も実を結び、たくさんの中学生在が大人と一緒に活躍していました。

平成24年度音訳ボランティア養成講座(初級)を募集します

通常の活字が読めない・読みにくい人に、音声で情報を伝えるのが「音訳」です。この講座では初心者を対象に、音訳の基礎を専門の講師から学びます。修了者は長浜市立図書館の「音訳ボランティア」として、身近な生活情報や郷土資料等の録音図書制作、対面朗読などを行っていただきます。
【日程】6月22日～9月7日の金曜日(8月10日・17日を除く、全10回)13時30分～15時30分
【ところ】長浜図書館 視聴覚室(朝日町)
【定員】20人(市内在住・原則全10回出席できる人)※初めての人を優先します。経験者は相談ください。
【講師】後藤 緑 氏(視覚障害者生活情報センターぎふ)
【申込方法】5月11日(金)～31日(木)に市内の6図書館のカウンターか、電話で申込みください。定員になり次第、受付を終了します。
☎長浜図書館(☎63-2122)

屋根融雪設備の設置に補助をします

お住まいの家屋の屋根に融雪設備を設置する場合の費用に対して補助します。

【対象者】旧浅井町上草野地域、旧木之本町杉野・高時地域、旧余呉町・旧西浅井町に居住している人
【対象費用】屋根融雪装置※の設置費用 ※屋根融雪装置：熱エネルギーを利用し、屋根の雪を溶かす装置(単に地下水等を汲み上げて雪を溶かす装置は含まない)
【補助額】対象費用の5分の1以内(上限は30万円)※1家屋に対して1回限り
【申込方法】5月7日(月)～7月6日(金)に北部振興局地域振興課または浅井、余呉、西浅井の各支所地域振興課の窓口にて申請してください。
☎北部振興局地域振興課(☎82-5900)

木造住宅の無料たいしん診断を行います

長浜市木造住宅耐震診断員派遣事業

市では滋賀県に登録された耐震診断員を派遣し、市内の木造住宅を対象に無料のたいしん診断を行います。

■対象となる木造住宅

- 市内の次のすべての要件を満たす住宅
- ①昭和56年5月31日以前に着工され、完成しているもの
- ②延べ面積の過半の部分が住宅の用に供されているもの
- ③階数が2階以下かつ延べ面積300㎡以下のもの
- ④木造軸組工法のもの(枠組壁工法、丸太組工法等ではないもの)

■対象者

対象となる住宅を所有する人

■たいしん診断の内容

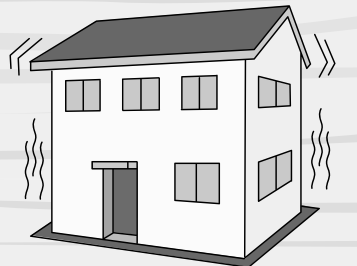
「滋賀県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づいて、県に登録している耐震診断員が、主に目視で診断します。

■予定棟数

40棟(先着順)

■申込期間

5月10日(木)～7月10日(火)



■申込方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、付近見取図および建築物の建設時期・延べ面積のわかる書類を添えて開発建築指導課まで提出してください。

建築物の建築時期・延べ面積のわかる書類

- ・確認通知書
- ・固定資産税課税明細書
- ・建物の登記簿 など

※申込用紙の郵送を希望される人は、次まで。

☎開発建築指導課 建築指導グループ (☎65-6543)

木造住宅の耐震改修等工事補助

たいしん診断の結果、倒壊の可能性が高いとされた木造住宅の耐震改修工事と耐震工事と併せて行われる地震災害時の一助になるバリアフリー改修工事に対しその費用の一部補助します。

■対象となる木造住宅

- 市内の次のすべての要件を満たす住宅
- ①たいしん診断の結果、総合評点が0.7未満とされたもの
- ②上記のたいしん診断の対象となるもの

■対象者

対象となる住宅を所有し、次の要件を満たす人

- ①市税等の滞納がない人
- ②対象工事について、国・県・市の他の制度による補助を受けていない人

■申込期間

5月10日(木)から11月12日(月)まで(事業予算内で先着順)

■申込方法

着工前に申込みください。申込時に設計図・見積書の提出が必要ですので、必ず事前に相談ください。

■設計者・施工者

滋賀県が開催する講習会を修了し、滋賀県講習会修了者名簿に登録されている設計者・施工者に依頼する必要があります。

☎開発建築指導課建築指導グループ(☎65-6543)

民間建築物アスベスト含有分析調査補助

アスベストを含有する民間建築物の把握とその除去を促進し、市民の生活環境の保全を図るため、市内の既存建築物に施工されている吹き付け建材のアスベスト含有分析調査の費用を助成します。

■制度を利用できる条件

- <対象となる建築物>
- 吹き付け建材が施工されていることが確認され、アスベスト含有の恐れのあるもの
- 確認済証の交付を受けて建築されたもの
- 当面解体(除去)、増築、改築する予定のないもの
- アスベスト含有調査に関して、他の国庫補助金等を受けていないもの
- <補助対象者>
- 対象建築物の所有者または管理者若しくは組合の代表者
- 市税等の滞納がない人
- 補助金の交付決定後に吹き付け建材のアスベスト含有分析調査(6種)を行い、補助事業実績報告書等を提出することができる人

■補助金の交付額

アスベスト含有分析調査のため、分析機関に支払う経費(消費税除く)。(1棟あたり25万円を限度とします。)

■申込期間

5月10日(木)～12月10日(月)(事業予算内で先着順)